

2022年度  
関西学院大学ロースクール  
D日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、「設問1」および「設問2」に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社であるがいわゆる上場会社ではない。甲社の発行済株式の総数は10万株である。主要な株主はAおよびBの2名である。Aは発行済株式総数の60%、Bは同じく30%を保有しており、残りの10%は、数人の株主が分散保有している。なお、甲社は種類株式発行会社ではない。また、甲社の取締役には、代表取締役であるAのほか、BおよびCが就任している。

代表取締役Aは、ここ数年体調不良に悩まされており、甲社の経営に専念することが体力的に難しい状態にあった。2021年5月、Aが検査のため入院することになり、検査の結果、手術が必要であり、完治するまでには少なくとも3か月の入院が必要であるとされた。しかも、退院後もしばらくは自宅で療養するようにとの医師の診断書も出されていた。そのため、Aは、Bとの間で、その有する甲社株式全部を譲渡する契約を締結し、さらに、代表取締役の地位をBに譲ることを約束した。

Bは、経営の刷新を図るために、2021年6月25日に開催される定時株主総会（以下「本件総会」という。）においてAを取締役から解任するとともに、新たな取締役を選任することを予定している。なお、Aは2020年6月28日に取締役就任しており、残存任期は1年である。

〔設問1〕

会社法上、取締役を解任する手段および手続について説明しなさい。

〔設問2〕

適法に招集された本件総会において、Aを取締役から解任するための決議が適法に成立したとする。これに対して、Aの立場において考えられる主張およびその主張の当否について論じなさい。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・本問は、取締役の解任に関して問うものである。
- ・具体的には、〔設問 1〕において、一般論として、取締役を解任するための会社法上の手段とその手続が問われており、〔設問 2〕において、具体的事案において解任された取締役が取り得る手段が問われている。

《解説》

(1) 〔設問 1〕①について

- ・取締役を解任する手段としては、以下の 2 つが挙げられる。
  - ① 株主総会決議で解任する方法（会社 339 条 1 項）
  - ② 解任の訴えにより解任する方法（会社 854 条）
- ・①の株主総会決議により取締役を解任する場合、当該株主総会決議は普通決議で足りる。もっとも、定足数については、通常の普通決議（会社 309 条 1 項）のように全面的に排除できるわけではなく、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上であることが必要となる（会社 341 条）。
- ・②の取締役解任の訴えについては、6 ヶ月前から継続して総株主の議決権または発行済株式総数の 100 分の 3 以上を有する株主が、当該株式会社および取締役を被告（会社 855 条）として、訴えをもって取締役の解任を請求できるが、この場合には、取締役の職務の執行に関して不正の行為または法令・定款違反の行為があったにもかかわらず、株主総会における解任決議が否決されていることが要件となる。
  - 総株主の議決権には、当該解任対象となっている取締役である株主および解任決議につき議決権を行使することができない株主が有する株式にかかる議決権は除かれ、また発行済株式総数には、当該株式会社が有する株式および解任対象となっている取締役が有する株式は除かれる。
  - なお、管轄は、被告となった会社の本店所在地の地方裁判所である（会社 856 条）。

(2) 〔設問 2〕について

- ・A を取締役から解任するための株主総会決議（本件総会における決議）が、その招集手続においても、またその決議方法においても、瑕疵なく成立した以上、A は株主総会決議の効力を争う訴え（例えば、株主総会決議取消の訴え等）を提起する

ことによって争うことはできない。

- ・そこで、Aは、甲社に対して、解任には正当事由がないということを主張して、解任によって生じた損害の賠償を請求することが考えられる（会社339条2項）。  
→損害賠償請求額は、任期満了まで取締役として在職していたならば、会社から得られたであろう残存任期分の報酬等相当額である。
- ・判例において現れた事案によれば、会社法339条2項にいう「正当な理由」として、一般に、心身の故障、取締役の職務執行上の法令・定款違反、職務への著しい不適任、担当事業部門の廃業などが挙げられる。  
→これらのケースを総合すると、取締役の意思に反してその地位を剥奪してもなお正当化される客観的事実であると思われる。  
→本問と同様の事例において、裁判所は、取締役の入院・療養という状況下での当該取締役の解任を正当理由ありと解している（最判昭和57・1・21判時1037号129頁）。
- ・本件において、Aは病気による長期の入院・療養が必要な状態であり、取締役の地位を剥奪されてもやむを得ないと考えられる状況である。したがって、Aを取締役から解任したことについては正当な理由があるというべきであり、Aによる甲社に対する損害賠償請求は認められない。

《講評》

---

- ・本問は、昨年度のD日程入試の問題とかなり似た問題を出題している。これは、昨年度D日程入試の採点結果から、取締役の解任というテーマについての学修が不十分であるとの認識による。したがって、しっかりと過去問を検討していれば、容易に解答することができたはずである。
- ・〔設問1〕は、取締役の解任の手段と手続を問う問題である。非常に多くの答案が、会社法339条1項に基づく株主総会による取締役の解任については言及していたが、同法854条1項に基づく役員解任の訴えについて言及のない答案が非常に多かったのは残念である。また、株主総会による解任という手段については、341条の手続規定が適用されるどころ、同条は「309条1項の規定にかかわらず」と規定されている。その意味するところは、会社法309条1項の規定は、定款で定足数を全面的に排除することができるのに対して（「定款に別段の定めがある場合を除き」という文言がこれにあたる。）、同法341条は、定足数を全面排除できず、3分の1までしか引き下げることができない。つまり、定足数要件が一般的な普通決議よりも加重されていることを指摘しなければならない。この点について触れられていた答案はなかった。
- ・〔設問2〕は、会社法339条2項の適用を前提にして、同条項に規定されている「正当事由」につき、本件においてそれが存在するかという点を検討させるもので

ある。比較的多くの答案において、正当事由を定義づけることなく、本件の事例のもとでの正当事由の有無のみを検討されていた（当てはめのみ記載されていた）。上記解説において示されているように、正当事由とは、取締役の地位を強制的に剥奪してもなお正当化される客観的事由であると解されるが、それをまず示すことが必要である。また、問題文上、株主総会決議が適法に成立しているとされているにもかかわらず、株主総会決議の瑕疵を問題にする答案も散見された。

- 総じて、取締役の解任というテーマについては、本試験においても、不十分な回答が多いという印象である。ロースクール入試に限らず、あらゆる試験において、過去問を検討することは最低限行うべき勉強方法である。今後、何らかの受験を検討されている受験生の方々には、当該試験の対策として、必ず過去問の検討を行なってほしい。